

平成27年度第2回ときがわ町国民健康保険運営協議会会議録

召集期日	平成27年6月2日(火)	場所	就業改善センター3階集会室
開閉会日時	平成27年6月25日(木) 午後2時00分 ~ 午後2時59分		
会長	渡邊一美	会長代理	村田朝子

委員出席状況

席次	出欠	氏名	席次	出欠	氏名
1	出	前田進一	6	出	南部克俊
2	出	柴崎政利	7	出	細田幸司
3	出	小林幸枝	8	出	渡邊一美
4	出	小峰一雄	9	出	村田朝子
5	出	祓川正嗣			

会議に参与したもの

役職名	氏名	役職名	氏名

事務局(☆印は会議の書記)

町民課長	柴田光子	出	町民課主幹	宮寺史人	出
税務課長	中藤和重	出	税務課主査	田中和浩	出

会議の進行状況

議事	内容
1 開会 2 あいさつ 3 協議 国民健康保険税の適正化について (1)賦課割合の再検討について ①医療分、後期分、介護分合計の国保税試算結について	司会 中藤税務課長、田中主査紹介 柴田町民課長 開会宣言 渡邊会長 渡邊会長が議長となる。 会長 次第(1)賦課割合の再検討について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。 事務局 資料説明。 要旨 今回提示する試算表は、前回国保連協で提示した試算表について、調定額を変えずに税率を修正したもの。 前回の試算表では、所得額と世帯構成人数により大幅な負担減、負担増になる世帯があり、それらの増減幅がもっと狭いほうがよいとの意見をいただいた。 今回の試算表は、前回の意見を基に負担減・負担増幅を縮小するため、

応能応益の賦課割合を 61：39 から、広域化の標準である 50：50 に近づけ、56：44 としたものである。

税率では、医療分では所得割が前回 7.7% だったものを 7.1% に、均等割は 28,000 円を 32,000 円に、後期支援金分では所得割が 1.4% だったものを 1.6% に、均等割りは 9,000 円だったものを 11,000 円に変更した。この応益分を増やした試算表では、所得無しの所得区分等では減少幅が抑えられており、負担増になる高所得区分の負担増幅もおおむね抑制されている。

負担増減割合の動きでは、前回の税率での試算表では負担減になる世帯が全体の 43 パーセントあったが、今回の税率での試算では 18 パーセントにまで減っており、その分 0-5% 増の世帯が 3% から 32% へと大きく増えている。

一方で負担増になる世帯は、16-20% 増になる世帯が 22% あったのが、今回の試算では 9 パーセントまでに少なくなっている、その分 11-15% 増が 12% から 20% へ増加している。

このように、前回の運協で出された意見である、負担減・負担増の幅を縮小する目標を達成できていると思う。

しかしその反面で、世帯構成人数が多い世帯では、均等割を増額した影響で前回の試算よりも負担増になる傾向となっている。

所得額に占める国保税の割合、国保税負担率も、現状では一人世帯の所得 33 万円以下の方は負担率 10% 超え、二人世帯では一層顕著で、14% を超える負担率であり、低所得者ほど大きな負担「逆進性」が顕著となっているが、2方式応能応益割合 56：44 では、この問題の改善が確認でき、一人世帯では 4% 程度、二人世帯でも 10% 程度と負担率が低減する。

今回提示した新しい税率での試算表をもとに、実際の家族構成別の現状と税率改正後のシミュレーションを実施した。

はじめにひとり世帯所得無しでは、279 世帯と比較的多く存在しているところですが、67 歳単身世帯、年金収入 100 万円、固定資産税 5 万円という想定では、国保税 30,900 円だったものが改正後では 12,900 円となり、18,000 円の負担減になる。

2 人暮らしの場合、所得 100 万円二人世帯の区分に該当する世帯は試算表で 210 世帯あり、前期高齢者夫婦二人、夫年金収入 150 万円、妻年金収入 80 万円、固定資産税 5 万円の想定の場合、これまで 9 万 9,100 円の税負担だったものが改正後では 9 万 6,000 千円の負担となり、3,100 円の負担減となる。

つぎに 4 人の多人数世帯の場合で、夫 38 歳給与収入 4 百万円、妻 35 歳収入なし、こども二人の場合、試算表の所得 300 万円 4 人世帯のところ 10 世帯ある区分に該当し、現状で 29 万 4 千の負担だったものが 37 万円となり、7 万 6 千円の負担増となる。

(2) 答申書(案) の検討について	<p>このように、2方式化により応益分が増え、応益割合を高くすればするほど多人数世帯は負担増になる傾向がある。</p> <p>前回、大きく負担増となる400-500万円所得の4人5人などの多人数世帯には子供は居るかとの質問がありましたが、抽出調査の結果、たいていの場合子供がいるとわかった。このほかに国保の場合、自営業者が多いので、家族経営の事業所を家族経営しているケースが多く、この場合収入がある働き手の方が複数いて、結果所得合計されて高所得帯の多人数世帯のところに位置づけられることもわかった。この世帯の場合、税の負担能力は高いと考えられる。国保は社保のような扶養の概念がないため、ある程度の所得の方が複数あっても、一つの世帯に同時にいることができる特徴がある。</p> <p>会長 質問のある方は居ますか。</p> <p>委員 この試算は、一人が有利にできている。今は、子供を増やしてという姿勢が求められており、多人数世帯を奨励したいところだが、応益の均等割をふやすとどうしても多人数世帯に負担が大きくなってしまうのが悩みどころ。子供の世帯を軽減する方法があればいいと思うが。</p> <p>事務局 現在国保の制度改革が行われており、その中で子供が多い保険者には交付金が多く配分される仕組みが検討されてはいる。委員の意見のとおり、確かに子どもの割引はあってもいいよう思うが、現在の制度はその方法がない。医療分均等割が最も高いのが、標準の50：50を採用している毛呂山町、次いで吉川市、ときがわはその次となる金額である。負担減と負担増の幅を縮めようとすると、均等割の金額を上げざるを得ない。</p> <p>事務局 国保税も保険制度の掛け金であるので、ここで子供の負担軽減を考えると、他の保険との均衡を欠くことになり、また税の計算がより複雑になる弊害も出てくる。子供に対する手当は、国保加入者だけでなく町全体を考えた制度で考えた方が、より簡便で公平な制度となる。</p> <p>委員 わかりました。</p> <p>会長 ほかに意見がなければ(2)の説明お願いします。</p> <p>事務局 前回提示した答申書案に、賦課割合を56対44と言う記述を加えたもの。</p> <p>諮問事項1については、10.7パーセント増の調定額である3億3430万円の調定額が適当、諮問事項2の2方式化については、2方式化が望ましく、賦課割合は56対44、諮問事項3の負担軽減割合の拡大については、7・5・2割軽減率の導入は適切、との答申案である。</p> <p>会長 長らくご審議いただいて答申書の案までできたのですが、ご意見あれば挙手をお願いします。</p>
-----------------------	--

	<p>会長 ご異議無いようですから、これを協議会の答申書として町長へ提出したいと思います。</p> <p>会長 協議事項は以上で終わります。</p>
4 その他	<p>事務局 この答申書は7月中に町長へ提出、9月議会の全員協議会へ答申を報告、12月定例会に改正税条例提出、4月1日施行を目指す。</p> <p>近隣では、越生町、川島町が28年度から2方式化実施の意向有。これまで国保税の据え置き期間が長かった反省がある。税改正のきっかけ作りのために、税額を2年—3年で見直すタイミングづくりが必要であるとも考えている。</p>
5 閉会	<p>会長 広域化になった後、町の運協の存在はどうなるのか。</p> <p>事務局 埼玉県国保運営協議会ができ、県は国保運営の財政責任者となる。広域化になっても町の運営協議会は残り、当面このスタイルで運営していくことになるはずである。</p> <p>25年度に作成した町の国保事業財政健全化計画の計画期間が27年度で終了するが、28年度からの次期計画も作成し、計画書の中で国保税率改正のルールも作っていけたらと考えている。計画書の中で適正な国保税額を設定し、また医療費削減のための戦略も考える、収入と支出をコントロールするような計画書となるようにしたい。</p> <p>会長代理 長い期間慎重審議していただき、程よいところへ落ち着いたと思います。以上で閉会とします。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成 27年 7月17日

会長氏名

会長代理氏名

渡邊一美

村田朝子